



大気汚染防止法の改正等について

新潟県 アスベスト対策技術研修会

令和7年2月27日

環境省水・大気環境局

環境管理課環境汚染対策室

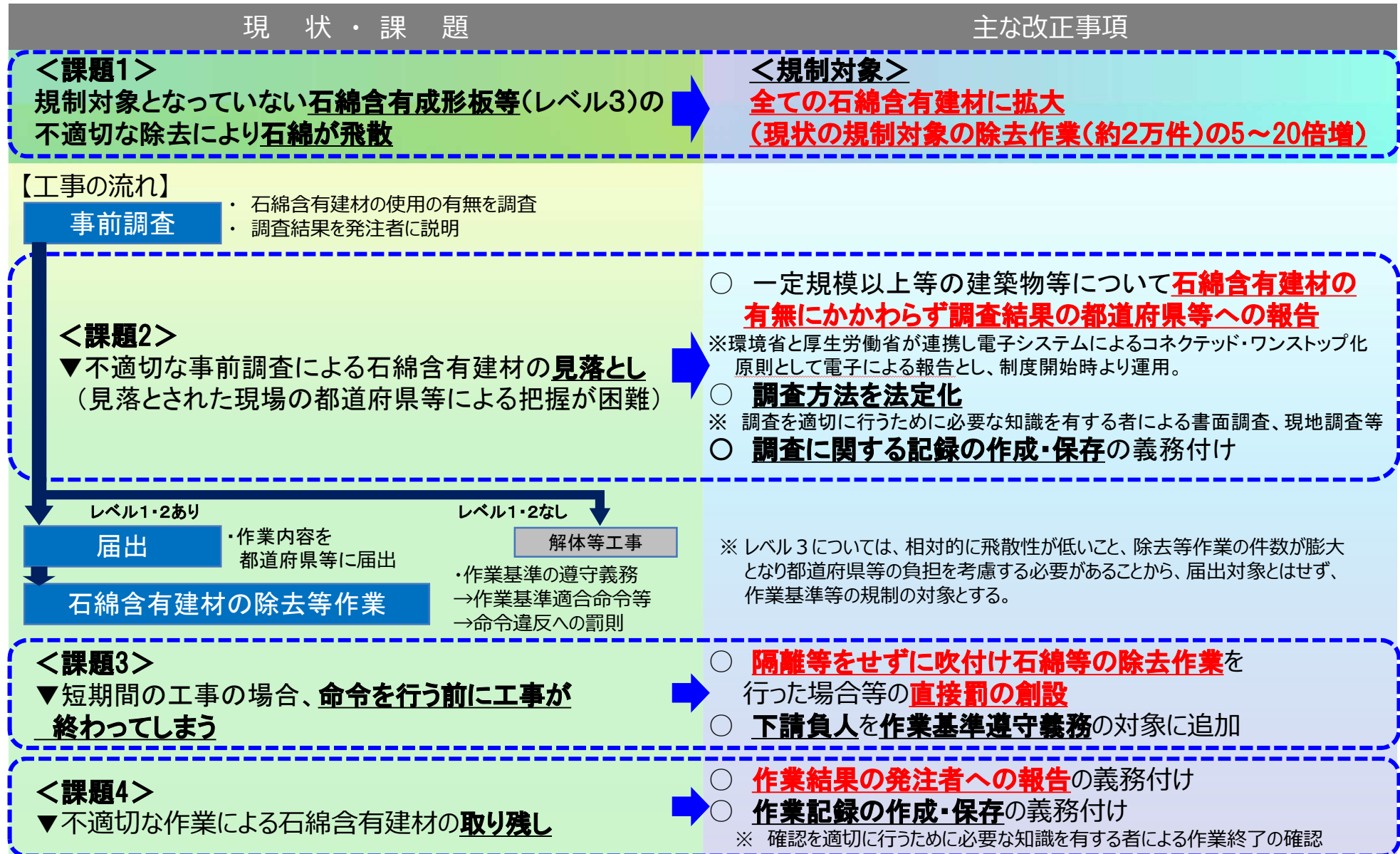


- 1. 大気汚染防止法に基づくアスベスト規制**
- 2. 災害時の石綿飛散防止対策**

大気汚染防止法に基づくアスベスト規制

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化		周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、調査者の育成			令和5年10月 施行(建築物)
	事前調査結果の記録の 作成、保存		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をとまなう作業での 石綿漏えいの有無の確認			周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認		周知	令和3年4月施行		
	作業の記録		周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存		周知	令和3年4月施行		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行			

令和8年1月
施行(工作物)

解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：R2改正点

事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）

特定建築材料なし

特定建築材料（レベル1～3）あり = 特定工事※2に該当

特定建築材料（レベル3のみ）あり

特定建築材料（レベル1・2）あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明（元請）（第18条の15第1項）

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存（元請・自主施工者）（第18条の15第3項・第4項）
- ・一定規模以上の場合、都道府県知事への報告（元請・自主施工者）（第18条の15第6項）

報告義務違反虚偽報告（第35条第4号）

下請負人への説明（元請）（第18条の16第3項）

事前調査結果の掲示（元請・自主施工者）（第18条の15第5項）

都道府県知事への作業実施の届出（発注者・自主施工者）（第18条の17）

届出義務違反（第34条第1項第1号）

計画変更命令（第18条の18）

命令違反（第33条の2第1項第2号）

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置・作業基準の遵守（元請・下請）
（18条の19・18条の20）

除去等措置違反（第34条第3号）

基準適合命令等（第18条の21）

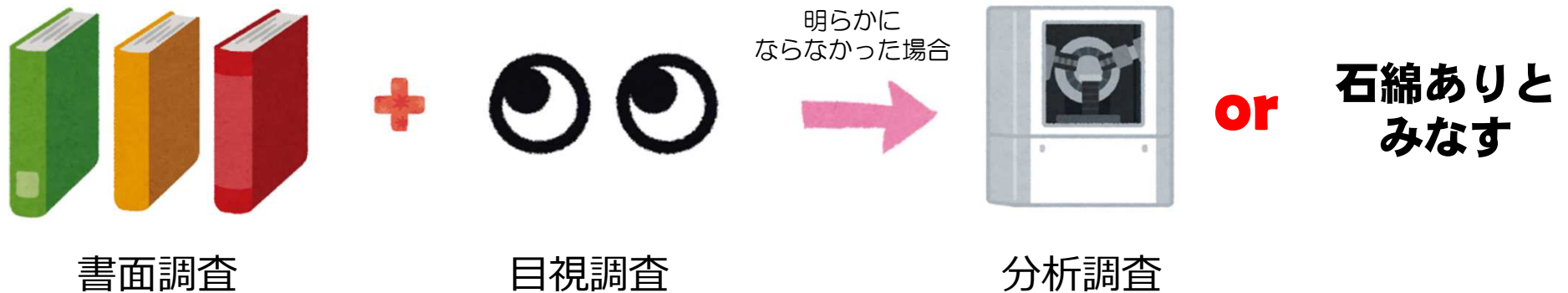
命令違反（第33条の2第1項第2号）

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

（元請・自主施工者）（第18条の23第1項・第2項）
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存
（元請）（第18条の23第1項）

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。（法第18条の15第1項）

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、**解体等工事に該当しない**ため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、設置工事着手日の確認を行い、**それ以降の調査は不要**。

事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者

□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
または、上記と同等以上の能力を有すると認められる者（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）
※一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る
- 工作物石綿事前調査者講習を修了した者

- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
- * 施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

**建築物関係
R5.10.1施行
工作物関係
R8.1.1施行**

□ 石綿含有建材調査者講習

建築物関係

登録講習機関数：127機関（R6.12.26時点）

講習修了者数：約24万人（R6.12末時点）

工作物関係

登録講習機関数：31機関（R7.2.20時点）

講習修了者数：2,995人（R6.12末時点）

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

工作物に係る事前調査を行う者



大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月環境省令第10号）
設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者
（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正（令和5年6月環境省告示第47号）
（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

□ 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならない。ただし、特定工作物以外の工作物については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。（第16条の5）

- ① 特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
- ② 特定工作物（第6号、第12号～第17号）
- ③ 特定工作物以外の工作物うち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
 - ✓ 建築物石綿含有建材調査者等

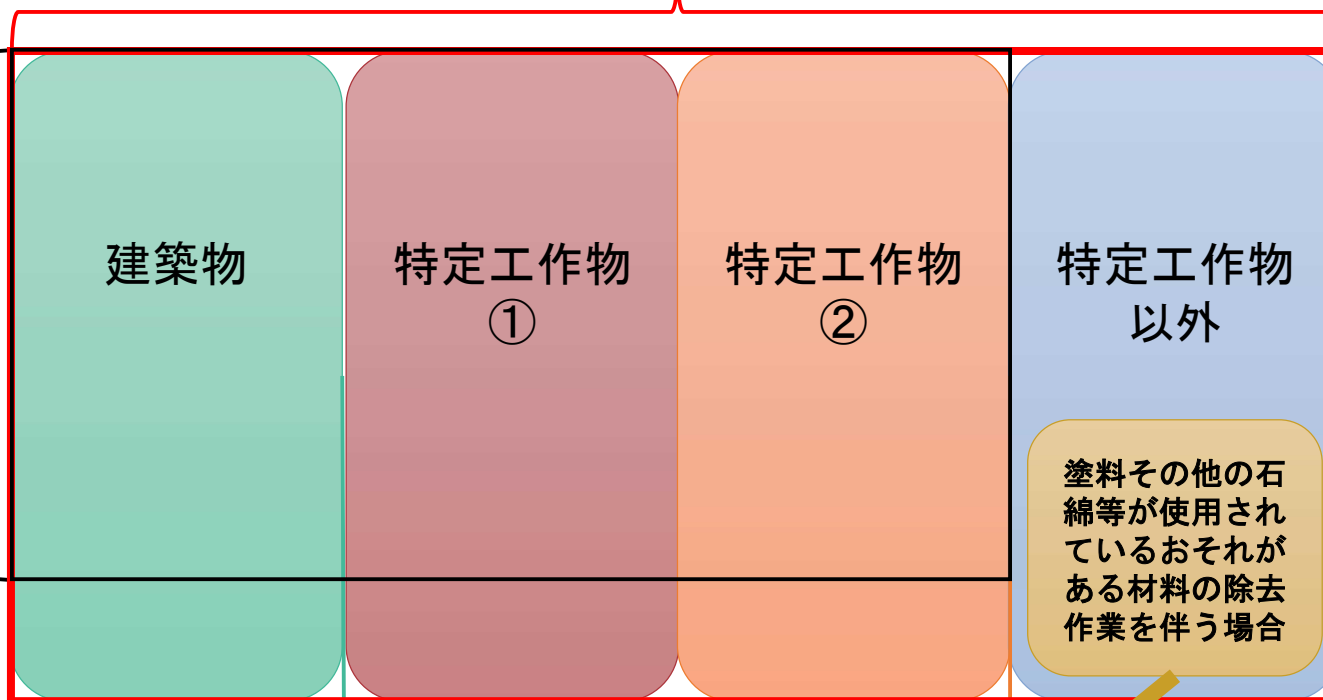
特定工作物	<p>① 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：配管設備、5：焼却設備、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備</p> <p>② 6：煙突、12：トンネルの天井板、13：プラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い</p>
-------	---

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ

すべての建築物等の解体等工事において 事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体等
工事において、事前調査
結果の報告が必要

【報告対象】
○解体工事
床面積合計80m²以上
○改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



建築物石綿含有
建材調査者等
による調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者
による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、
建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸
の内部のみ事前調査を行うことができます。

特定工作物

- ① 1 : 反応槽、2 : 加熱炉、3 : ボイラー及び圧力容器、4 : 配管設備、5 : 焼却設備、
7 : 貯蔵設備、8 : 発電設備、9 : 変電設備、10 : 配電設備、11 : 送電設備
- ② 6 : 煙突、12 : トンネルの天井板、13 : プラットホームの上家、14 : 遮音壁、15 : 軽量盛土保護パネル、
16 : 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17 : 観光用エレベーターの昇降路の囲い

災害時の石綿飛散防止対策

（国の施策）

第十八条の二十四

国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二十五

地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

⇒平時からの建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握が進むよう、国や自治体が取り組む責務を明文化することにより、一層の災害時の飛散防止対策を図っている。

- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成し、その後、東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
- 令和2年の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かの把握を促進する規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施し、モデル事業の成果等を踏まえ、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和5年4月に改訂

【改訂概要】

(1)法令改正、マニュアル類改訂の反映

(2)モデル事業で得られた知見の反映

- ✓ モデル事業での検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充するとともに、把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載

(3)前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映

- ✓ 特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

段階	石綿の飛散・ばく露防止に係る工程	災害時マニュアルの参照箇所	主要な実施・責任主体
平常時	平常時における準備	第2章	地方公共団体
初動対応	<p style="text-align: center;">災害発生</p> <p style="text-align: center;">初動対応者等への注意喚起</p>		地方公共団体
応急対応	<p>損壊建築物等 → 石綿露出等の把握 → 応急措置</p> <p>混合廃棄物倒壊家屋 → 応急措置 (流出した石綿含有吹付け材等の確認及び回収)</p>	第3章	<p>建築物等の所有者</p>
復旧・復興	<p>事前調査 → 事前調査結果の報告</p> <p>石綿あり → 作業計画 → 協議・届出 → 解体・改造・補修</p> <p>石綿なし → 撤去</p> <p>石綿使用の疑い → 解体・改造・補修</p> <p>解体・改造・補修 → 収集・運搬 → 一時保管(仮置場) 分別・選別 → 収集・運搬 → 中間処理・最終処分</p> <p>撤去 → 収集・運搬 → 一時保管(仮置場) 分別・選別 → 収集・運搬 → 中間処理・最終処分</p>	<p>第5章</p> <p>第5~7章</p> <p>第8章</p> <p>第9章</p> <p>第8章</p> <p>第11章</p>	<p>解体等工事の元請業者</p> <p>解体等工事の元請業者</p> <p>廃棄物処理業者</p> <p>地方公共団体</p> <p>廃棄物処理業者</p>
全体	環境モニタリング・立入検査	第4章・第12章	地方公共団体

平時の準備

初動対応

- ・ 初動対象者への注意喚起

応急対応

- ・ 被災建物の石綿露出場所の確認
- ・ 応急措置

復旧・復興

- ・ 建物の解体
- ・ 廃棄物の保管 (自治体仮置場等)
- ・ 廃棄物処分

全体

- ・ 環境モニタリング

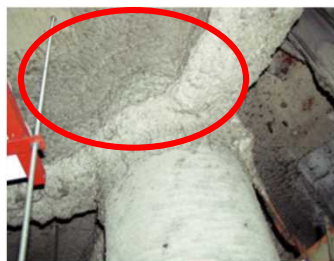
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルの対象

● 対象とする災害・建築物・石綿

項目	内容							
対象とする災害	「暴風」「竜巻」「豪雨」「豪雪」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「高潮」「地震」「津波」「噴火」「地滑り」等、災害対策基本法に定められているもの							
対象とする建築物等	すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定された工作物(以下、『建築物等』)建築物における給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備を含む							
対象とする石綿	<table border="0"> <tr> <td>1. クリソタイル(白石綿)</td> <td>4. アンソフィライト</td> </tr> <tr> <td>2. アモサイト(茶石綿)</td> <td>5. トレモライト</td> </tr> <tr> <td>3. クロシドライト(青石綿)</td> <td>6. アクチノライト</td> </tr> </table>	1. クリソタイル(白石綿)	4. アンソフィライト	2. アモサイト(茶石綿)	5. トレモライト	3. クロシドライト(青石綿)	6. アクチノライト	
1. クリソタイル(白石綿)	4. アンソフィライト							
2. アモサイト(茶石綿)	5. トレモライト							
3. クロシドライト(青石綿)	6. アクチノライト							
対象とする石綿含有建材の種類	<table border="0"> <tr> <td>・石綿含有吹付け材</td> <td>高</td> <td rowspan="3">▼ 飛散性</td> </tr> <tr> <td>・石綿含有保温材等</td> <td>▼</td> </tr> <tr> <td>・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材</td> <td>低</td> </tr> </table>	・石綿含有吹付け材	高	▼ 飛散性	・石綿含有保温材等	▼	・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材	低
・石綿含有吹付け材	高	▼ 飛散性						
・石綿含有保温材等	▼							
・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材	低							

石綿含有吹付け材(レベル1)



石綿含有保温材等(レベル2)



石綿含有成形板等(レベル3)



災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル



飛散・ばく露防止対策の対象とする石綿含有建材の優先順位

- ・平常時における石綿使用建築物等の把握及び応急対応時は、優先順位をつけて石綿の飛散・ばく露防止対策を実施する。
- ・復旧・復興時は、平常時における建築物等の解体等と同様に全ての石綿含有建材を対象として飛散・ばく露防止対策を実施する。

段階	工程	石綿含有建材の種類				
		石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)		石綿含有仕上塗材	石綿含有成形板等 (レベル3)
			煙突断熱材	その他		
平常時	石綿使用建築物等の <u>把握</u>	優先順位 1	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3	
応急 対応時	石綿露出状況等の <u>把握</u>	優先順位 1			優先順位 2	
	石綿の飛散・ばく露防止の <u>応急措置</u>	優先順位 1			損壊等により石綿飛散のおそれがある場合は措置を行う	
復旧・ 復興時	建築物等の解体等の際の <u>事前調査</u>	全ての石綿含有建材を対象とする				
	建築物等の解体等の <u>飛散防止措置</u>	全ての石綿含有建材を対象とする				

石綿飛散の要因と対応の概要

- ・災害時には、各段階において石綿が飛散するおそれがあるため、住民等への注意喚起を行うとともに、適切な飛散・ばく露防止措置を講ずる必要がある。

段階	石綿飛散の要因となる状況	必要とされる対応	環境モニタリングの実施
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の倒壊・損壊 ・建築物等の流失 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助や障害物撤去等の初動対応における従事者への注意喚起 ・周辺住民等への注意喚起 	
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有吹付け材等の露出 ・混合廃棄物の撤去・集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置による飛散・ばく露防止 ・混合廃棄物中の石綿含有吹付け材等の回収 	
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の解体・撤去、補修 ・混合廃棄物・建築物の解体で発生した廃棄物の処理(収集・運搬、中間処理、最終処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び指導に基づく適切な飛散・ばく露防止措置 	

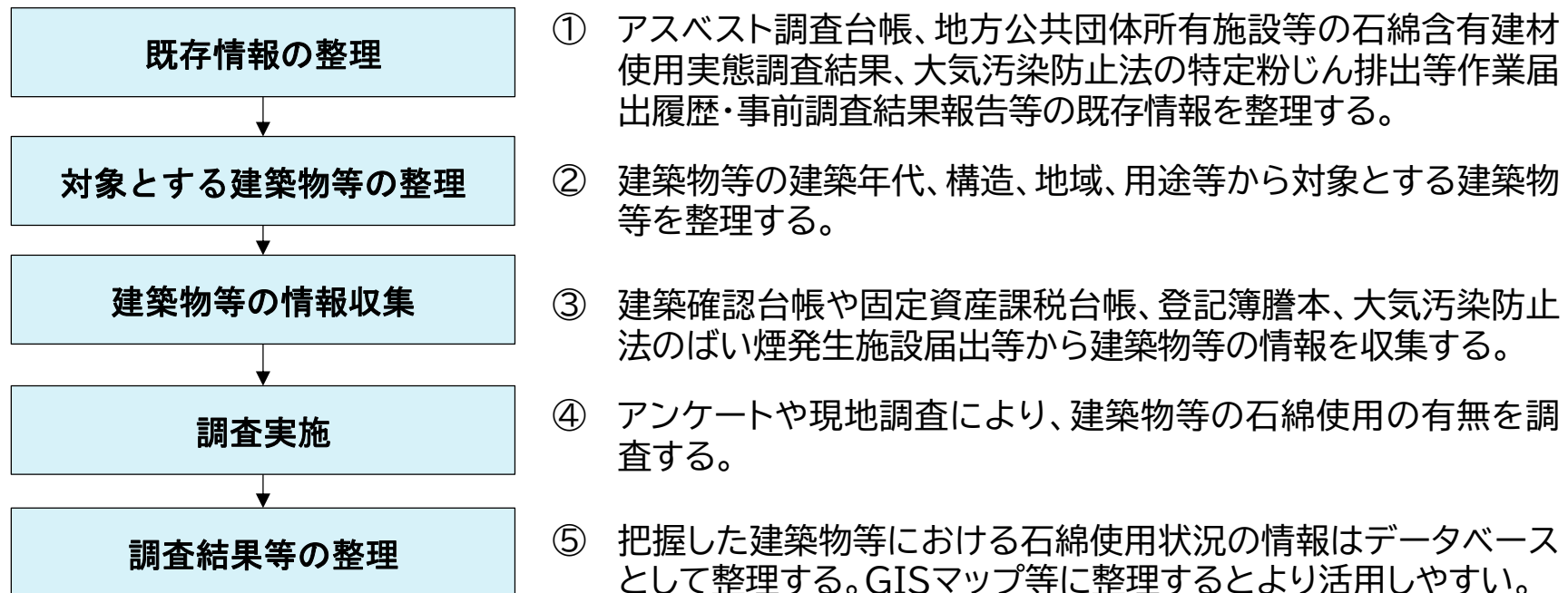
平常時における準備

実施事項

- ・石綿使用建築物等を把握する。
- ・災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備等を行う。
- ・応急対応に必要な資機材を確保する。

● 石綿使用建築物等を把握するための手順及び方法(例)

- ・石綿使用建築物等を把握するための手順例を以下に示す。以下の手順はあくまで例であり、地域の実情に応じて、実施内容や手順を適宜検討する。
- ・「建築物等の情報収集」までを実施した場合でも、災害時の露出状況調査の際の参考情報として使用することができる。



災害発生時の応急対応

実施事項

- ・初動対応者、住民等への注意喚起を行う。
- ・石綿露出状況を把握する。
- ・石綿飛散・ばく露防止の応急措置を行う。



写真①: 宮城県石巻地域における被災建築物由来の石綿の飛散防止及び健康被害防止に係る取組みについて
(東部保健福祉事務所 ○穴戸文彦, 大塚智史, 木村優輝, 佐々木隆一, 藤原成明)

写真②: (株)環境管理センター

写真③及び④: (一社)建築物石綿含有建材調査者協会

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

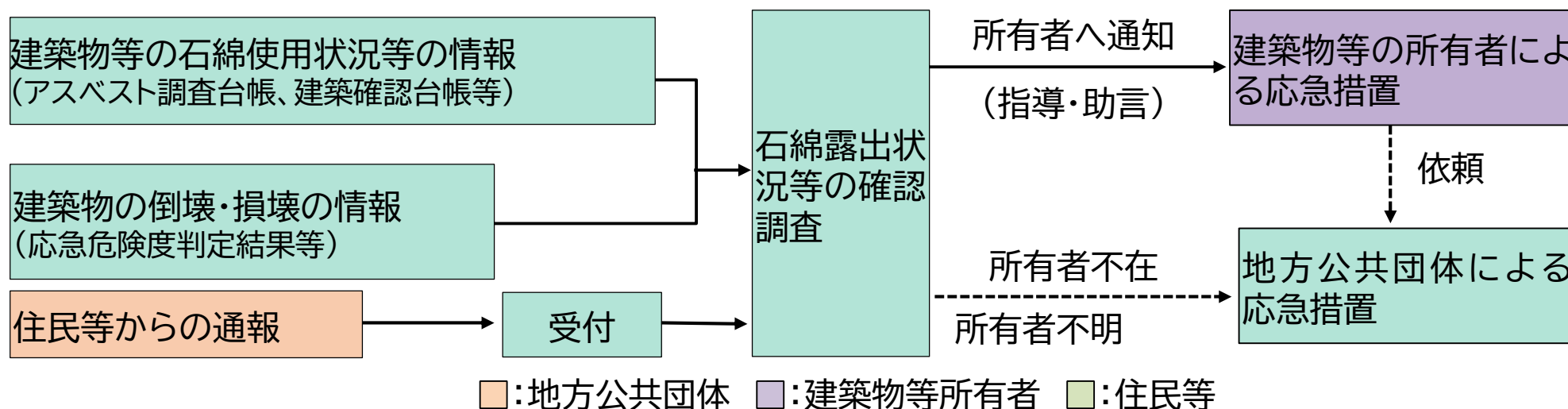
災害発生時の応急対応

対応者や住民等への注意喚起

対象	注意喚起の内容
初動対応者	・石綿の施工箇所や特徴、吸引・ばく露の危険性について注意喚起し、適切な防護を実施させる。
住民	・石綿に関する基本的情報、石綿を含む粉じんのばく露防止に係る情報を周知する。 ※ 防じんマスクの配布を検討し、適切な装着方法についても周知する。

石綿露出状況等の把握

石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制の例



石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

- ・石綿の露出等が確認された場合、建築物等の所有者・管理者は石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を行う。
- ・建築物等の所有者・管理者が所在不明等の場合であって、緊急の対応が必要とされる場合には、地方公共団体が応急措置を行う。
- ・立入禁止措置のみを講じた場合には、周辺住民等への情報提供のために掲示を行う。

● 応急措置(例)

種類		措置
飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
	散水・薬液散布	水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐため、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする

備考)「除去」、「封じ込め」及び「囲い込み」は、インフラ回復後に平常時の対応により実施する。



応急飛散防止措置の例

写真:熊本県

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

調査・計画・届出

実施事項

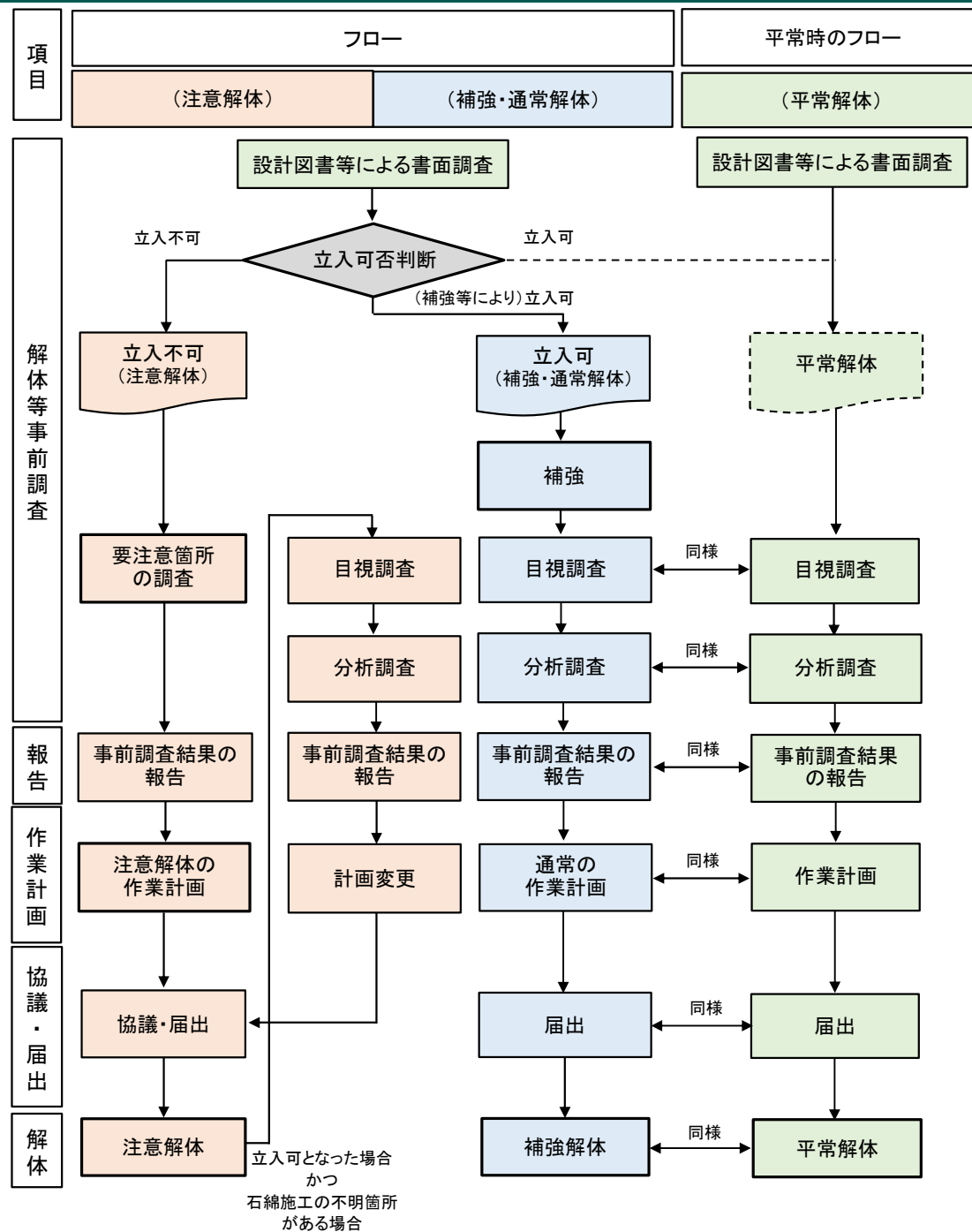
・原則として、平常時と同様に事前調査を行い、都道府県等への結果の報告、作業計画の作成(石綿含有建材が使用されている場合)、届出(石綿含有吹付け材等が使用されている場合)を行う。

・目視調査にあたっては、被災建築物等への立入可否判断を行い、立入可(又は補強により立入可)の場合は、平常時と同様に調査(必要な場合は分析調査)を行う。

・立入不可の場合も可能な限り調査(要注意箇所調査)を行う。

・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物が立入不可の場合には、行政機関と協議をし、注意解体を行う。

・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性の少ない木造家屋が立入不可の場合には、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されているとみなして解体する。



災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

解体等工事における石綿の飛散防止

実施事項

- ・平常時以上に「作業安全の確保」と「石綿飛散防止」に留意する。
- ・「立入可」の場合や、補強により立入が可能となった場合は、平常時の飛散防止措置を講ずる。
- ・石綿含有吹付け材等が使用されている可能性のある建築物で「立入不可」と判断された部分については、「注意解体」として飛散防止措置を講ずる。
- ・廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出する。(やむを得ず保管する場合は、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管。)
- ・石綿含有廃棄物及び石綿含有とみなして除去した建材は、石綿含有廃棄物の処理基準に従って保管する。

建築物の状態と解体・飛散防止措置の区分

建築物等の状態	完全倒壊	補強不可	補強可能	補強不要
立入可否	立入不可		立入可	
解体の方法	注意解体		補強解体	平常解体
飛散防止措置	注意解体の飛散防止措置		平常どおり	

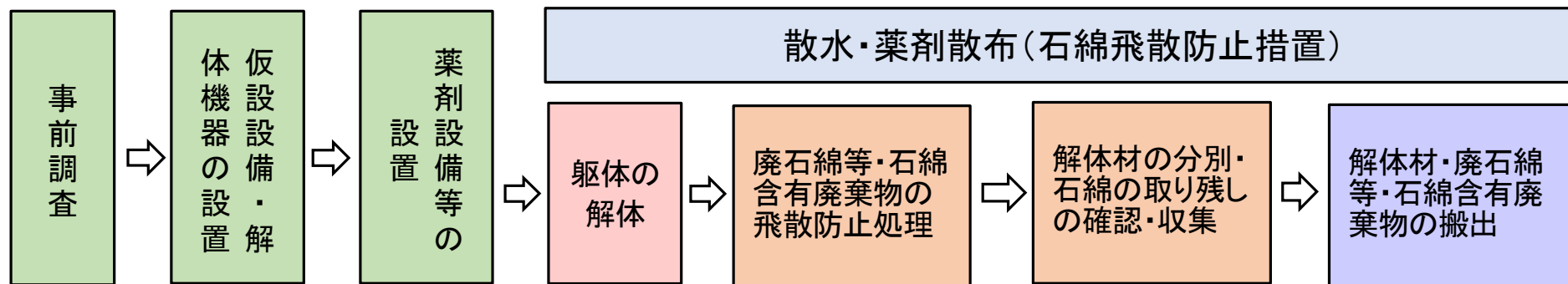
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

石綿含有建材が使われている可能性のある建築物の「注意解体」

● 注意解体における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・適切な掲示を実施する。
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生する。 ・工事期間中は常に作業の対象となる建築物等に散水を行うこと。
新たに見つかった石綿含有建材への対応	・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、石綿含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。石綿含有吹付け材等が発見された場合には、地方公共団体と協議の上届出を実施する。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の事前調査が可能となるように作成する。 ・報告内容に変更が生じた場合は、速やかに修正、追加の報告を行う。
廃石綿等に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・石綿の取り残しが無いことを確認し、鉄骨等に石綿が残らないよう、特に注意すること。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

「注意解体」の標準手順における石綿飛散防止措置の実施工程



災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

収集・運搬、中間処理・最終処分

実施事項

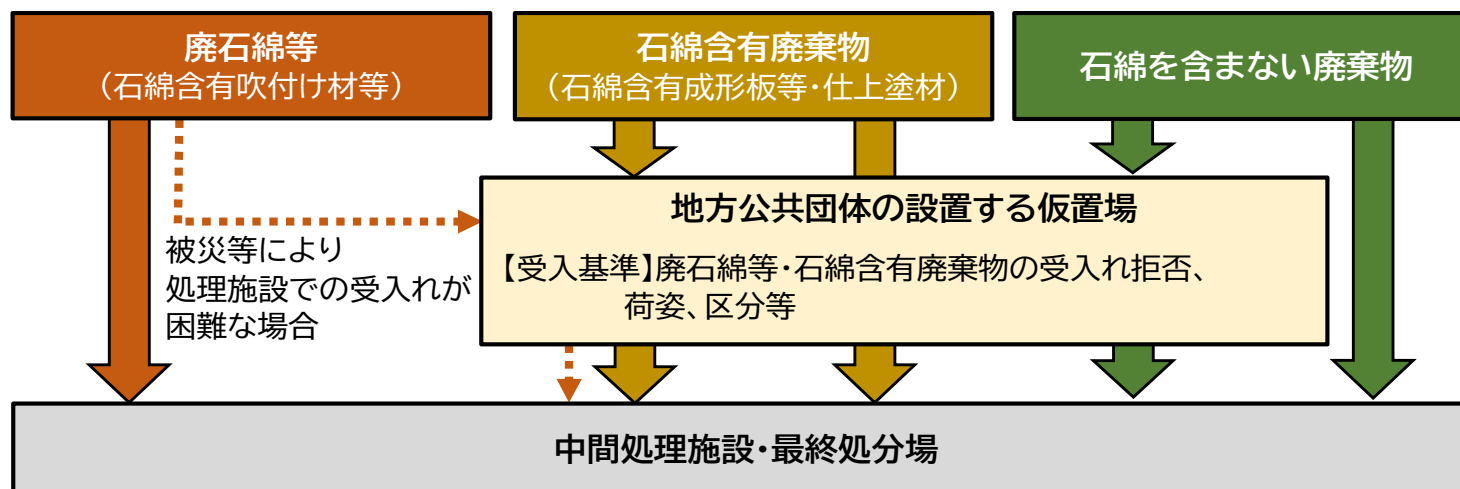
- ・廃石綿等及び石綿含有廃棄物が他の廃棄物等と混合するおそれのないよう区分し、石綿が飛散するおそれのないよう処理基準に従って収集・運搬を行う。
- ・廃石綿等や石綿含有廃棄物の処理に当たっては、関係法令や通知、技術上の基準等に従い適切に処理する。

地方公共団体による一時保管

実施事項

- ・仮置場を設置する地方公共団体は、石綿含有廃棄物等(廃石綿等及び石綿含有廃棄物)の受入れ可否や受入れ基準を定め、周知する。
- ・石綿含有廃棄物は区分して適切に保管する。

● 石綿に係る廃棄物の区分ごとの取扱いフロー





環境省水・大気環境局

環境管理課環境汚染対策室

T E L : 03-5521-8293

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp